

第 80 回国民スポーツ大会 環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

環境衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 会場及びその周辺環境の美化

県委員会及び会場地委員会は、県、会場地市町村、関係機関・団体等の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 開・閉会式会場、競技・練習会場（以下「会場」という。）、河川・道路等公共の場所、観光地等の清掃を実施する。

イ ごみの持ち帰りの呼びかけや、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

県委員会及び会場地委員会等は、会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。また、会場地の処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(3) 宿舎の衛生対策

保健所等は、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう宿舎の衛生に関する知識の普及や監視・指導を行う。

(4) 飲料水の衛生対策

保健所等は、水道事業者等に対し、飲料水の衛生保持のための監視・指導を実施する。

(5) 衛生害虫等の駆除

市町村は、保健所等の協力を得て、必要に応じて、ねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

動物愛護センター等は、市町村の協力を得て、飼い犬の適正管理指導と野犬等の捕獲に努め、犬による危害発生の防止を図る。また、市町村は、関係団体の協力を得て、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を徹底する。

(7) 受動喫煙防止対策

ア 県委員会及び会場地委員会は、健康増進法に基づき、会場内の受動喫煙防止

対策に努める。

イ 保健所等は、市町村の協力を得て、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の啓発を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 県実行委員会及び会場地実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。